令和６年第４回臨時会

むかわ町議会会議録

令和６年　７月30日　開会
令和６年　７月30日　閉会

むかわ町議会

令和６年第４回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示……１
応招・不応招議員……２

第　１　号　（７月３０日）

議事日程……３
本日の会議に付した事件……３
出席議員……３
欠席議員……３
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……４
事務局職員出席者……４
開会及び開議……５
議事日程の報告……５
会議録署名議員の指名……５
会期の決定……５
諸般の報告……５
町長提出事件の大要説明……６
議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決……６
議案第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決……８
議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決……１０
議案第４８号及び議案第４９号の一括上程、説明、質疑、討論、採決……１１
議案第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決……２１
閉議及び閉会……３４
署名議員……３５

むかわ町告示第３４号

令和６年第４回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和６年７月２６日

むかわ町長　　竹　中　喜　之

１　日　　時　　令和６年７月３０日（火）午前１０時

２　場　　所　　むかわ町産業会館　第１研修室（３階）

３　付議事件

町長から提出あった事件

議　　案

議案第４５号　工事請負契約の締結に関する件

議案第４６号　工事請負契約の締結に関する件

議案第４７号　工事請負契約の締結に関する件

議案第４８号　むかわ町企業の誘致に関する条例の一部を改正する条例案

議案第４９号　むかわ町地域産業多角化推進基金条例の一部を改正する条例案

議案第５０号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第２号）

○応招・不応招議員

応招議員（１１名）

１番	栗原健一 議員	２番	伊藤恵美 議員
３番	古内みゆき 議員	４番	奥野恵美子 議員
５番	東　千吉 議員	６番	佐藤　守 議員
７番	中島　勲 議員	８番	大松紀美子 議員
９番	三上純一 議員	１１番	北村　修 議員
１３番	野田省一 議員		

不応招議員（２名）

１０番	小坂利政 議員	１２番	津川　篤 議員

令和６年第４回むかわ町議会臨時会

議　事　日　程　（第１号）

令和６年７月３０日（火）午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　町長提出事件の大要説明

町長提出事件

第　５　議案第４５号　工事請負契約の締結に関する件

第　６　議案第４６号　工事請負契約の締結に関する件

第　７　議案第４７号　工事請負契約の締結に関する件

第　８　議案第４８号　むかわ町企業の誘致に関する条例の一部を改正する条例案

第　９　議案第４９号　むかわ町地域産業多角化推進基金条例の一部を改正する条例案

第１０　議案第５０号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	栗　原　健　一　議　員	２番	伊　藤　恵　美　議　員
３番	古　内　みゆき　議　員	４番	奥　野　恵美子　議　員
５番	東　　千　吉　議　員	６番	佐　藤　　守　議　員
７番	中　島　　勲　議　員	８番	大　松　紀美子　議　員
９番	三　上　純　一　議　員	１１番	北　村　　修　議　員
１３番	野　田　省　一　議　員		

欠席議員（２名）

１０番　小坂利政議員　　１２番　津川　篤議員

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	吉田直司	会計管理者	今井　巧
総務財政課長	佐々木義弘	総務財政課主幹	伏木允一
総務財政課主幹	三上　祐	情報防災対策室長	梅津　晶
総合政策課長	栃丸直士	総合政策課参事	本間　彰
総合政策課主幹	澤田　健	福祉・子育て課長	熊谷伸一
福祉・子育て課主幹	谷川功一	農林水産課長	東　和博
農林水産課主幹	飛岡雅幸	経済建設課長	江後秀也
経済建設課参事	菊池　功	企画町民課長	菅原光博
企画町民課主幹	中上紀文	経済恐竜ワールド戦略室長	藤田浩樹
経済恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	経済恐竜ワールド戦略室主幹	太田耕司
国民健康保険穂別診療所事務長	長谷山一樹	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課主幹	山木美幸	選挙管理委員会事務局長	佐々木義弘
農業委員会事務局長	東　和博	農業委員会支局長	宮村敦嗣
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長	大塚治樹	主査	酒巻早苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和６年第４回むかわ町議会臨時会を開会いたします。

室温が上がっておりますので、上着の着用は自由とします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会　午前１０時００分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、７番、中島　勲議員、８番、大松紀美子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君）　日程第２、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日１日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日１日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第145号のとおりですので、御了承を願います。

◎町長提出事件の大要説明

○議長（野田省一君）　日程第４、町長提出事件の大要説明を行います。

町長から提出事件の大要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長　登壇〕

○町長（竹中喜之君）　皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和６年第４回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆さんには時節柄お忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会で御審議いただく事件につきましては、議案６件でございます。

議案第45号から47号　工事請負契約の締結に関する件は、穂別診療所スプリンクラー設置工事、穂別診療所ペレットボイラー更新工事、防災行政無線設備更新工事の３件の工事請負契約の締結につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第48号　むかわ町企業の誘致に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、本町における戦略的な企業誘致を推進するため、条例の名称を含め、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第49号　むかわ町地域産業多角化推進基金条例の一部を改正する条例案につきましては、議案第48号における条例の名称変更に伴い、当該条例の記載がある本条例についても改正しようとするものでございます。

議案第50号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第２号）につきましては、むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰに関わる事業費など、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君）　町長提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長提出事件の大要説明を終わります。

◎議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第６、議案第45号　工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　議案第45号　工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書１ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第２条に規定する、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であることから、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の１ページを併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、穂別診療所スプリンクラー設置工事でございます。

７月17日執行の指名競争入札の結果、入札金額9,780万円、税込み金額１億758万円で、むかわ町穂別８番地12、株式会社遠藤組穂別支店に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容といたしましては、スプリンクラー設置及び設置に伴う建築、電気、機械設備の工事を予定し、工期は令和７年２月28日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き9,822万円、税込み１億804万2,000円で、落札率は99.57％となりまして、７月18日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第45号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　簡単にお聞きしたいんですけれども、このスプリンクラー設置工事、非常に大変重要な中身なんですけれども、病院の診療がありますよね。こういった状況の中で、工事の進め方というのはどういうふうに考えているのか。土日祭日そういったものでできるのか、夜間でできるのか、診療中でも診療に差し支えないような状況で工事が進められるのか、その点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

現に動いている施設の改修でございますので、これから施設管理者とまた協議する形で具体的な工事を進める形でございます。また、診療をしているところでございますので、その診療を妨げることのないよう、また場合によっては夜間という形にもなりますし、土日というところにもなりますので、そういうところで調整しながら今後進めていきたいかと考えております。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第45号　工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認め、したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第７、議案第46号　工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　議案第46号　工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書３ページをお開き願います。

本件は、議案書下段の説明に記載しております当該条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の３ページを併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、穂別診療所ペレットボイラー更新工事でございます。

７月17日執行の指名競争入札の結果、入札金額4,570万円、税込み金額5,027万円で、むかわ町穂別８番地12、株式会社遠藤組穂別支店に落札決定となりましたことから、当該業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容といたしましては、ペレットボイラー１台取替え及び取替えに伴う建築、電気、機械設備の工事を予定し、工期は令和７年２月28日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き4,628万円、税込み5,090万8,000円で、落札率は98.74％となりまして、７月18日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　ペレットボイラー、多分たしか大きなペレットボイラーだったと思うんですが、それを取り替えるだけでこの費用がかかるというのはちょっと理解できないものですから、具体的にどこが悪くなっていてというのをお知らせください。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

今回のペレットボイラーの更新に当たりましては、診療所ができまして、施設としましては16年が経過しているところでございますので、ペレットボイラーの能力自体も落ちてきているところでございまして、更新をする形となっております。ペレットボイラー、ボイラーの本体、また燃料のサイロというものがございますが、今回の更新に当たりましては、ペレットボイラーの本体という形で更新いたしまして、またあと、それに付随します機械設備及び建築の構造体を一部改修するというところでございまして、その更新をする形でございます。

ただ、ペレットボイラー自体、大きな施設でございますので、今回の契約におきましても5,000万ほどがかかるところなんですが、施設更新の機械自体でも2,000万を超えるというところの機械でございますので、ペレットボイラーの本体の更新がメインという形でございま

すが、施設の機械が高額なため、このような契約という形となっておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第46号　工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第８、議案第47号　工事請負契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　議案第47号　工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書５ページをお開き願います。

本件は、議案書下段の説明に記載しております当該条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の５ページを併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、防災行政無線設備更新工事でございます。

７月17日執行の指名競争入札の結果、入札金額6,000万円、税込み金額6,600万円で、むか

わ町福住１丁目43番地、株式会社米澤電気商会に落札決定となりましたことから、当該業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容といたしましては、防災行政無線に係る屋外拡声子局６基の更新工事を予定し、工期は令和７年１月29日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き6,054万円、税込み6,659万4,000円で、落札率は99.10％となりまして、７月18日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第47号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第47号　工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４８号及び議案第４９号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第９、議案第48号　むかわ町企業誘致に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第10、議案第49号　むかわ町地域産業多角化推進基金条例の一部を改正する条例案の２件を一括議題といたします。

議案第48号及び議案第49号の２件について提案理由の説明を求めます。

江後経済建設課長。

〔江後秀也経済建設課長　登壇〕

○経済建設課長（江後秀也君）　議案第48号　むかわ町企業の誘致に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書７ページをお開き願います。

本条例は、千歳市へ半導体工場ラピダスの進出、苫東地域へのソフトバンクデータセンターほか道央圏における企業進出が相次ぎ、社会や経済情勢が大きく変化する中、本町において、より戦略的な企業誘致の推進や既存企業に対する支援策を講ずる目的として、所要の改正を行うものでございます。

改正内容におきましては、別途お配りしております議案説明資料７ページ、議案第48号資料、新旧対照表をお開き願います。

これまで企業の誘致としておりましたが、今回の改正に当たり、企業進出してくることによりむかわ町の未来を創造する企業を積極的に支援する目的として、むかわ町未来創造企業立地支援条例へ、表題の改正をするものでございます。

第１条では、これまで「工場及び特定施設」としてきたところでございますが、議案説明資料11ページ、別表第１に記載しております48の業種を事業所と「事業場」といたしまして、この業種に係る企業を対象とすべく、支援の企業の拡大を図るものでございます。

議案説明資料７ページにお戻り願います。

第２条では、事業場の新設、増設において、これまで建物の新築のみとしておりましたが、新たに既存建物を取得、活用し償却資産をするものに対しても支援を行うべく、対象を拡大するものとしております。

議案説明資料８ページをお開き願います。

第３条では、優遇措置の対象として、第１号で、これまで土地を除く固定資産の取得価格を3,000万円以上としておりましたが、近年の物価状況を勘案し、「5,000万円を超えるもの」へと改正し、第２号におきましては、新規雇用者数の要件をこれまで10人以上としておりましたが、対象業種の拡大及び企業における自動化機械等による省人化を鑑みまして、「５人以上」へ対象範囲を拡大するものでございます。

第５条では、進出する企業に対する優遇措置として、これまでの固定資産税の減免、雇用助成金の交付に加え、施設用地取得補助金、環境配慮型施設整備補助金を追加するものとしております。

議案説明資料９ページをお開き願います。

第６条第２項では、固定資産税の課税の免除規定をこれまでの「３年度分」としておりましたが、大企業のみならず施設投資の小さな中小企業への優遇措置を鑑み、課税免除期間を「５年度分」に拡大するものでございます。

また、第３項では、既存建物を取得し、新設、増設する企業に対しては、固定資産税の課税免除上限額を5,000万円と規定するものでございます。

第７条第２項では、雇用助成金の支給額をこれまで新規雇用者１人当たり20万円としておりましたが、議案説明資料12ページ、別表第２に記載しております、新規雇用者数の分類を３区分に分け、雇用者数区分により雇用助成金を１人当たり30万円から50万円まで変化することで、雇用者数の多い企業に対し、より優遇する規定を設けるところでございます。

議案説明資料９ページにお戻り願います。

第８条では、施設用地取得補助金を今回新たに追加するもので、本町では工業団地は有していないことから、民有地取得による企業進出が想定されます。企業の進出を支援する目的として、今回事業場の新設、増設に当たり民有地を取得した者に対して、用地取得費の10分の２以内、補助金上限額2,000万円を設定するものでございます。

議案説明資料10ページをお開き願います。

第９条では、本町においてゼロカーボンに向けた地球温暖化対策実行計画を策定しており、環境配慮型施設を整備する進出企業に対して、施設整備に要する10分の３以内、補助上限額300万円を補助金として追加するものでございます。

議案書10ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例の施行日を、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第48号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第49号　むかわ町地域産業多角化推進基金条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書11ページをお開き願います。

本条例第１条において、むかわ町企業の誘致に関する条例の一部改正に伴い、引用条文改正となるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第49号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第48号について質疑はありませんか。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　議案書９ページから10ページにかけて、第９条の別表１の中の48番目に、「その他町長が認める業種」となっています。補助対象となる業種というと、かなり網羅されているというふうに私は思うんですけれども、この48をつくった意味、どういう業種、この網羅されていると思われる業種のほかにどんなものが想定されるということで記載されてつくったのかということをお尋ねします。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　ただいまの質問にお答えいたします。

今回の別表の業種につきましては、載せている業種は47業種というところで、最後48番目が町長特認の業種という形で設定をさせてもらってございます。

この業種の中で大体網羅しているところでございますが、時代の流れにおきまして、また新たな違った業種というところが出てくる可能性もございます。また今回、工業系、商業系というところは網羅している形でございます。農業系におきましては、１番目に「（植物工場に限る）」としているところですが、林業、漁業系というところはちょっと今回の条文には載せていないところでございますが、その中でもまた新たな新業種が出てきたところでは、町長の特認事項というところを進められるようにというところで、今回の設定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　幾つかお尋ねさせていただきます。基本的には全員協議会に諮られておる、そこで質疑もされているわけなんですけれども、本会議でございますから、改めて幾つか質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども。

土地取得あるいは償却資産取得等々について課税軽減措置を図るというような内容で進められているわけなんですが、１つは、ここに出されている47業種であれば、ほとんどが本町に関わりあるような小さなところかなというふうに思いまして、いわゆる都市計画法に基づくようなそういう誘致にはならないのかなという感じもいたしますが、そこら辺の整理をお

聞きしたいということです。

例えば、大きな工場、目的にはラピダス等の関連というふうなことも書かれています。そうすると、結構大きなものも想定している場合もあるのかなと思うんですけれども、そういう場合には、本町において、工業関連での用地というのがそれほど十分確保されているわけではありません。そういうふうなことへの対応というのは、どういうふうに考えておられるのかというのが、まず１点目でございます。

それから２つ目には、環境型のということを言われましたけれども、この固定資産の優遇措置などでは、例えばそれは具体的に言えばどういうふうなこと、ゼロカーボンの話もしましたけれども、具体的にはどういうふうなことをやれば環境型というのか。例えば水質汚染を出さないようにそういう対策をしているよということなのか、そういう具体例で言えばどういうことなのかということについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、６つ目のところの関連で、雇用助成金の問題が言われておりますが、これはこの書き方でいうと町独自のような感じを受けるんですけれども、雇用助成金については国の活用じゃないかというふうに私は考えているんですが、町独自だとすればこれは独自にやるのかどうかということも含めてお伺いしておきたいというのが１つです。

それから、先ほどの工業団地的な話とちょっとダブるんですけれども、今回主に誘致なり対象にしているのは民有地だというふうにおっしゃいました。そうであるのであれば、我が町の中だけ見ても商業地域等々の区分があります。そういうふうなところはどういうふうに、従来の都市計画法に基づいてやるということなのか、そこら辺の考え方を伺っておきたいというのが１つでございます。

それから、最後にお伺いしたいのは、今、先ほども８番議員のほうから質問がありましたけれども、この48番目の定義について、これは町長が認めたものということになると、我が町の町長はそんなことはありませんけれども、特段誤解を受けるような場合もあろうかというふうに思っているんです。そういう点で言えば、審議会等がございますので当然そこに諮るということになるんだろうけれども、その辺のところをはっきりさせておいたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

質問の１点目と４点目が都市計画に係るところでございますので、ちょっとそこはまとめ

てお答えしたいかと思っております。

まず１点目の大企業、ラピダスみたいな大企業が出てきたときにうちの都市計画の整理はどうするかというところの質問でございます。また、民有地を取得していったときに、都市計画の用途地域の中で収まるのかどうするのかというところの質問かと思います。

大企業が出てきたときには、広大な面積、敷地が生じたときには、町としても内部協議を諮るところでございます。現在の用途地域の中でいきますと、それほど大きな工業地域はちょっと有していない町でございますので、おそらく山林なり農地なりというところが出てくる可能性もございます。また、そうなったときには、うちの都市計画の用途地域の見直しというのは必然的に生じるところでございますので、都市計画審議会というところもまたそういうところの協議を経る中で、うちの都市計画をまた見直して、その企業の進出に対して整理を進めていくというところを考えてございます。

また、既存の用途地域におきましては、既存の用途において空き地があるというところもあるのですが、その用途の条件に合ったところの企業の進出ができるよう、進出してくる企業とは調整をしていきながら進めていきたいかと考えております。

２点目の、環境配慮型施設でございます。これは議案説明資料８ページの左側の第８号のところで、定義としては記載させてございます。環境配慮型という形でございまして、これはエネルギーにつきまして、環境配慮型というところで考えてございまして、エネルギーについて、再生可能エネルギーを使うまたはその他自然界に存する熱とかバイオマスを利用して得られるというところで、通常の施設と比較して、二酸化炭素の排出量を低減させる設備というところの定義で考えてございまして、現在で、一般的なところでいきますと、太陽光または木質のバイオマスというところ、また地中熱のヒートポンプとかそういうところも利用して二酸化炭素を低減する施設でも、これまでの既存に対して二酸化炭素の排出が低減となるならば、環境配慮型施設に合致するというところを考えてございます。

最後、業種の48番目の町長の特認業種についてでございます。これは、出てきた中で、また、うちの内部での調整事項というところがあるかと思いますが、現在、企業誘致の審議会というところを設けてございませんので、今後の研究事項とさせていただきたいかと思います。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　48番目のその他町長が認める業種という部分については、何でもか

んでもということはないと思いますので、これについては取扱いを定める中で対応していきたいと。ただ、今、こういう業種だというものを特定しているのではございませんので、ある程度想定されるものを含めて、要綱を定めて対応してまいりたいというところでございます。

それから、雇用助成金の関係については、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　失礼いたしました。

雇用助成金についてでございます。この雇用助成金の助成としましては、町の単独という形を考えております。管内におきましても、雇用助成金は全て企業の誘致の条例というところでは設定しているところでございます。この条件としましては、操業開始後１年の間にむかわ町民の雇用者がいるというところの条件としまして、町民に対して何人いるというところで雇用助成金を支出するというところの条項でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　もう一回お伺いしますが、最初に、雇用助成金のところなんですけれども、例えばこれらについて、農業者の皆さんが年単位の外国人等々を利用したりしているという状況がございます。そういうふうな場合に、一定の期間、１年を超えるような状況があれば、そういうことも対象にするというふうになるのかどうか、まず１点目、お伺いしたいというのが１つでございます。

それから２つ目には、ばらばらになりますけども、用途地域の関係で、私は大企業、どでかい大企業だけではなくて、もうちょっと規模は小さくても我が町としては大きな企業というふうなものがあったりするだろうと思っているんです。そういうような場合に、やはり言われているように、我が町は工場を誘致するような用地がないんですよね。ですから、そういうふうなことへの対応というのも、ここまでやっていくんだったら考えていってもいいのかなというふうに思うんですけれども、改めてお伺いをしておきたいというのが２つ目でございます。

それから、環境型のところなんですけれども、例えばこういうものは入らないのでしょうか。我が町には、漁業、農業があります。こういう場合に、例えば漁業でいえば、いろんな廃棄物といいますか残渣を利用した形の中で肥料化をするとか、そういうものがございます。

こういうものはそういう対象とするのか、環境型として私はあってもいいんじゃないかという感じはするんですけれども、それはどうなのか。それから、農業関連でいえば、今、これだけの円安、物価高ということになって、自賄いで肥料を製作する、作り上げるという形が、今、求められてきています。そういう中では、そういう堆肥関連で残渣を利用したような肥料化というふうな事業も、当然考えられてくると思うんですけれども、そういうふうなことは対象になるかどうか。逆に言えば、もっと私は、そういうことを推奨したようなものにしたほうがいいんでないかという感じもしているんですが、それらを含めてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

雇用助成金の定義といたしましては、通年で雇用されていること、日雇いでは駄目ですよというところでございます。工場が操業後１年のところで、その雇用者が１年以上働いているというところで、１年後に雇用助成金を支給するという規定がこれまでの条例という規則というというところでもなっておりますので、そこで、工場の操業開始後、むかわ町民がその期間を決めた形の雇用者であることというところは、それが何人いるかというところで、その雇用者数の人数に応じまして、雇用助成金を支払うというところでございます。ですので、外国人であってもむかわ町民であって期間的な雇用の契約が結ばれているとなると、対象となるというところでございます。

続きまして、工業用地の戦略の件についてでございます。質問の中では、恐らく工業用地を用意してそこまで戦略的にというところもちょっと私も受け取ったところなんですが、ちょっとそこまでは、今後の研究課題というところで、現在ある中で、今で言いますと、我が町は工業団地を有していないところでございますので、そこで企業が進出してくるというところになりますと、必然的に公有地というものもそんなにいっぱいないということでございますので、民有地の取得というのが想定される中で、そこでより企業が進出しやすいようにというところで、民有地の取得の補助金というところを今回設定したところでございます。

３点目の肥料についてでございます。今回、企業の進出というところでございますと、私たちが考えたのは、企業がエネルギーとして使うというところが環境配慮型というところでございますので、この肥料、これがバイオマスとなって、これをエネルギーとして熱なり電力なりというところの施設に変換していくところになって二酸化炭素が低減する施設となるならば、それは環境配慮型の施設となるであろうという解釈をしたかと考えております。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　ほかに。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　すみません、何回も。

環境型というふうな形で当初説明をされましたよね。そういうことだと、やはり、言われるエネルギーだけでなくて、いろんなことが含まれ広がっていくというふうに思うんです。そういう点では、その辺のところももうちょっと検討していただいて。

例えば、１つ例を申し上げた漁業関連での出てくる残渣、例えば、今、これは別の企業の話になってしまいますけれども、我が町にも出てくるヒトデなどが害虫駆除のほうにいいぞというようなことが今言われております。そういうふうなものって、我が町でも出て、その処理に困っているという状況もあるんです。それから、これから言えば、ホタテが大きく前進してくれるものと私たちは願っておりますけれども、そうすると、ホタテガイなりホッキガイもありますけれども、貝殻を利用したという形のものが、私は我が町としてあっていいんでないかというように思っているんですけれども、そういうふうなことになれば、そういうことに対してもちゃんとこういう中で手当てしていくぞ、面倒見ていくぞというようなことが戦略的にあっていいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺、いかがなものでしょうか。

用地については、そういう考え方だというのはわかりましたので、そこだけ改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野田省一君）　江後経済建設課長。

○経済建設課長（江後秀也君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、条例改正を行いまして、町としても戦略的にこれから進んでいこう、営業していこうというところで、まず基礎として設定しております。

エネルギーのところでございまして、まず、今回環境配慮型というところで、ちょっと一般的なところの環境に配慮した進出してくる企業に対しましては支援を考えましょうというところで設定しております。今後、またいろんなエネルギーのやり方というのは出てくるかとは思うんですが、それにつきましては私たちも研究課題としまして、この条例で全てがいいというわけでなくて、どんどんその時代時代にあってこの条例も変化していくと思いますので、その課題としてまたいろんな項目が出てきたときにはバージョンアップというところを考えたいかと思っております。

以上でございます。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、議案第49号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第48号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第48号の討論を終わります。

次に、議案第49号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、議案第49号の討論を終わります。

これから議案第48号及び議案第49号の２件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第48号　むかわ町企業の誘致に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号　むかわ町地域産業多角化推進基金条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君）　日程第11、議案第50号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上　祐総務財政課主幹　登壇〕

○総務財政課主幹（三上　祐君）　議案第50号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第２号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は13ページをお開き願います。

本補正につきましては、町長施政方針執行方針に基づく政策的な事業及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業に必要な経費を追加するものでございます。

第１条でございますが、既定の歳入歳出の総額に12億1,367万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ107億8,918万2,000円とするものでございます。

補正する款項及び補正後の金額は、議案書14ページから15ページの第１表歳入歳出予算補正となってございます。

続きまして、第２条につきましては、議案書16ページ第２表継続費の件でございまして、本補正に伴い、継続費として記載の１事業において、経費の総額及び年割額を設定しようとするものでございます。

続きまして、第３条につきましては、議案書17ページ第３表地方債の補正の件でございまして、本補正に係る地方債対象事業費の追加及び変更に伴う特定財源として、記載の２事業において限度額を追加、変更するものでございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第２号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書５ページの歳出から御説明申し上げます。

なお、追加する歳出の各事務事業に伴い、特定財源として歳入の追加があるものにつきましては、歳入も併せて御説明いたしますので、説明資料が行き来しますことを御了承くださいますようお願い申し上げます。

２款１項９目、262番－１、復興拠点施設等整備事業Ⅰの11億4,375万8,000円の追加につ

きましては、別に配付してございます議案説明資料15ページ、むかわ町復興拠点施設等整備事業Ⅰの概要により御説明いたします。

本事業につきましては、１の目的に記載のとおり、穂別博物館及び温浴カフェ、まちなか交流拠点施設等の整備を中心とする復興拠点施設等整備事業Ⅰについて、完成した実施設計に基づき各種工事に着手するため、必要な経費を追加するものでございます。

事業概要及び事業費につきましては、本説明資料２に記載のとおりでございまして、令和６年度から令和７年度の２か年の継続費で事業を実施し、（２）に記載の令和６年度事業につきましては、新設する博物館施設の基礎工事等及び既存の博物館施設の改修工事、温浴カフェ施設整備、まちなか交流拠点施設整備、ＲＶパークの整備及びアースギャラリーの改修工事等を予定しており、事業費に係る予算措置につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和６年度から令和７年度にかけての継続費であることから、施設整備工事及び工事監理委託料に係る経費につきましては、部分払いとして令和６年度事業費の９割分を予算計上していることを申し添えます。

なお、財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、14款２項１目デジタル田園都市国家構想交付金として３億2,546万7,000円のうち３億2,370万7,000円、21款１項１目復興拠点施設等整備事業債として７億6,000万円を追加するものでございます。

予算説明書５ページにお戻りいただき、264番、ＤＸ推進事業の352万円の追加につきましては、別に配付してございます議案説明資料16ページ、ＤＸ推進事業の概要により御説明申し上げます。

本事業につきましては、１の経過及び目的に記載のとおり、本町におけるＤＸ推進基本計画に基づく基本方針である行政サービスの向上に資する取組として、本町の公式ＬＩＮＥを活用して、ＬＩＮＥ上で様々な行政サービスを提供できるよう機能の拡充を図り、デジタル技術を活用し、住民サービスを向上するスマート町役場の実現を目指すものでございます。

ＬＩＮＥ連携によるサービスの導入内容につきましては、本資料２に記載のとおりでございまして、各種証明書の申請や連絡、子育て関連の予約等を通し、町民等との双方向コミュニケーションの充実及び各種窓口サービスの向上などを構築していくための経費を追加するもので、財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、14款２項１目デジタル田園都市国家構想交付金として３億2,546万7,000円のうち176万円、20款５項１目いきいきふるさと推進事業助成金として117万円を追加するものでございます。

議案説明資料５ページにお戻りいただき、293番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交

付金活用事業の5,170万円の追加につきましては、別に配付してございます議案説明資料17ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業の概要により御説明いたします。

本補正につきましては、資料の経過及び歳入に記載のとおり、当該臨時交付金の給付金定額減税一体支援分を財源に、定額減税の所得税対象分に係る補足給付を行うものでございます。

給付金につきましては、資料の歳入に記載の③及び議案説明資料18ページ、歳出③に記載のとおり、所得税における定額減税の対象でありながらもその恩恵を十分に受けることができないと見込まれる個人に対し、その差額を調整するため給付金を支給するもので、定額減税しきれない調整給付対象者及び給付額につきましては、所得税対象分として1,300人、5,170万円の支給を見込むものでございます。

なお、給付金支給開始時期につきましては、本年８月下旬より順次給付を予定しておりますことを申し添えます。

予算説明書の５ページに本補正の支給に係る扶助費を追加、この事業補正に係る財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、14款２項１目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として同額を追加するものでございます。

予算説明書５ページにお戻りいただき、５款１項４目1280番、農業基盤整備事業の1,470万円の追加につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業に伴う花岡地区の排水路整備事業に係る整備工事として、事業推進に伴う特定財源として北海道の追加配分があったことから事業費を追加するもので、財源につきましては、予算説明書３ページの歳入、15款２項４目農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金として1,073万1,000円、21款１項３目農業水路等長寿命化防災減災事業債として390万円を追加するものでございます。

続きまして、歳出予算の財源で、説明申し上げていない歳入を御説明いたします。

18款１項１目財政調整基金繰入金につきましては、政策的事業に係る財源として6,071万円を追加するものでございます。

以上で議案第50号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第50号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第２号）に関する説明書、別

冊事項別明細書の１、総括、２、歳入、３、歳出の全般について質疑はありませんか。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　予算説明書の５ページなんですが、262番－01復興拠点施設等整備事業Ｉについて伺います。

特別委員会も開いていろいろ説明もお聞きしておりますけれど、若干、私が理解できない部分もありますので、このたび質問させていただきます。

この事業については、当初15億から始まりまして諸事情で18億5,000万、そして約22億の事業になっております。しかし、当初から実質の町の負担額は５億5,000万以内ということをずっとおっしゃっております。事業費が増加している中で、当初から町負担額が５億5,000万以内という財源のからくりと言ったらいいんでしょうか、それについてもうちょっと、今日は町民の方も聞いていらっしゃいますので、お聞きしたいと思っています。

それから２つ目に、この事業はプロポーザル方式ということで始まっています。その当時、事業者は設計から実施、それから管理、運営までとしての方式を取るということをおっしゃっていました。これまで何度か議論させていただいておりますけれども、そのプロポーザル方式のメリットとしていたことが、今の段階で私はよく伝わってこないなというふうに思っているんです。今後、このことが進んでいくと思うんですが、改めてこのことについても伺います。

それから３つ目に、鵡川地区の住民の方からは、約22億円に膨らんでいる事業費に対する不安が大変広がっております。町民説明会の出席者も本当僅かなものでしたし、これらについて理解を深めていただくための方策としては、どのようなことを考えていらっしゃいますか。

この262－01については３点です。

それから、264番のＤＸ推進事業なんですが、この説明書16ページの中に、ＬＩＮＥ連携サービスの導入、先ほどの説明で、例えば住民票を取りたいときに予約をすると、ＬＩＮＥで。そうするとすぐ窓口へ行って、すぐ待たなくても受け取れるということになるのかと思うんですが、その辺、具体的にどういうふうなことを考えていらっしゃるのかについて伺います。

それから、（２）の導入により期待される効果で、この中に、町民等との双方向コミュニケーションの充実とあるんですが、私もＬＩＮＥ、町とのＬＩＮＥ交換ですね、しています。今、町から来たことに対してお尋ねはしていません。できないようになっていると思うんで

すけれどもね。これが双方向ということになると、デメリットも考えなければならないと思っているんですよね。今、行政に対する苦情とか、いろんなそういうものが問題視されておりますけれども、そういうことに対処するようなことも起きるのではないかというふうに思っているんですが、その辺の心配はされていないのか。

それから、現在のＬＩＮＥ登録者数はどのようになっているのかについて伺います。

以上です。

○議長（野田省一君）　栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君）　それでは私のほうからは、264番、ＤＸ推進事業についてお答えをさせていただきます。

まず、現在の公式ＬＩＮＥの登録者数につきましては、2,231人となってございます。

それから、今後想定されるサービスといったところでございますけれども、先ほど申し上げた住民票をデジタルで、オンライン上で取れるようになるとか、いろんな想定はされてはいます。

今回の公式ＬＩＮＥの連携サービスにつきましては、まずこの住民の方が24時間365日、窓口に来なくても取れるといったところが、一つの大きな特徴であるといったところ、それから、このサービスを入れて自治体職員、我々の職員が現場に合った形でこのＬＩＮＥ連携サービスを開発して改善できるという点がございます。今現在、その住民票のサービスも含めて、各分野の職員といいますか、所管の部署にヒアリングを実施して、どういったサービスをこのＬＩＮＥ連携サービスを使って住民の皆さんの利便性を向上、上げるためにどのようなサービスが今できるかといったところの今ヒアリングをちょうどやっている最中でございます。それを受けて、今後、この間の全員協議会でもお話したように、実施計画を策定して、その中で、予算措置も含めて具体的な事業を記載していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、双方のコミュニケーションの関係でございます。当然、議員が御懸念されるように、これを入れることで今まで一方通行だった情報というのが双方向でといったところも、今後できるようにはなるとは思います。当然、そういうことをやっていくに当たっては、運用上のルールといったところも必要になってくると思いますので、その辺もちょっと整理しながら、今後よりよい形のサービスの提供に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君）　本間総合政策課参事。

○総合政策課参事（本間　彰君）　私のほうから、むかわ町復興拠点施設等整備事業Ｉの財源の部分について改めて御説明をいたします。

総額については、工事費が21億6,700万円、備品購入費が3,000万円、総事業費21億9,700万円となっております。

その内訳ですが、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生拠点整備タイプという交付金を７億9,800万円活用し、残りの町負担分13億6,900万円のうち、一般財源が6,860万円、町債の部分が13億40万円となっております。

その町債について、合併特例債を活用した場合については、交付税の算入率が70％となっており、その部分が戻ってくることになりますので、実質の町負担額が４億5,872万円ということで、以前からお話ししていた５億5,000万円を超えないということになっております。

あとは、プロポーザル方式のメリットとしましては、今回、設計の段階で運営事業者のほう入っていますので、そのレイアウト等ですとか、レストランの部分の調理器具の配置とか、そういった部分も施工業者が勝手にデザインしているわけじゃなくて、運営事業者も設計の段階で入り込んでおりますので、そういった部分が、今後運用については事業者といろんな面で調整はしておりますが、その事前の設計の段階で入り込んでいることがまず大きなメリットになると思っております。

３番目の町民の理解ですが、先日、町民説明会を行いましたが、今後も地域協議会ですとかまちづくり委員会ですとか、住民の方々にいろいろ御説明する機会を設けて、より広くこの事業の中身について御説明をしたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに。

８番、大松議員。

○８番（大松紀美子君）　まずＤＸのことなんですが、課長は、住民の方が窓口に来なくてよいと、そうすると例えば各種証明書などはどうやって受け取るのかなという気がするんです。予約だけして来るのではなくて、来なくていいという、その辺もうちょっとどんなふうに考えているのか伺いたいです。

それから、ＬＩＮＥの登録者数は2,231人ということなんですが、今後、このＬＩＮＥの登録者数の目標みたいなものを考えているのであれば伺います。

それから、もちろん双方向、いろんな出てくるであろうというふうにおっしゃっていましたけれども、結局ＬＩＮＥを、24時間例えばつながるとしますよね。そうすると、それに対

して町民の方が、皆さん常識的な方だとは思いますけれども、やっぱり時にはそれに返事をしないということでまたトラブルになるというのありますよね。だからその辺の双方向というのが果たしていいのかどうかというのも、すごく私は疑問に思うんですよね。だから、その辺も含めて、今の想定していることとしてどのように考えているかについて伺います。

それから、復興事業Ｉなんですが、本間さん、ずっと説明していただきましたけれども、私が一番聞きたかったのは、例えば町民の方が事業費はばんばんとこうやって増えているのに、それでもなおかつ町の一般財源負担は５億5,000万なんだよというところがよくわからないという、何でなんだろう、そのからくりというのですか、もうちょっと分かりやすく、私も町民の方に説明しなきゃならないので、お伺いしているんです。

そして、先日の復興特別委員会のときに、副町長が、地震の基金も３億ありますとおっしゃったんです。これは、財源的にまだまだ７年度分の補助金が、交付金が決まるかどうかわからないというところもあっておっしゃっているんだろうと思ってはいるんですよ。しかしながら、町民の皆さんにお話しするときに、この財源の、言われるんです、22億もなってどうするのみたいなことを言われたときに、私としてもちゃんと説明しなきゃならないと思うものですから、何度もお聞きしているということを御理解していただきたいと思います。

それから２つ目の、設計の段階で業者の方がというのは、それは当然ですよ。設計も実施のこともそれから管理、運営も全部含めてこのプロポーザル方式はすばらしいんだと説明、私たちは受けてきましたから。ただ、先日も指定管理制度を使うとか、そうではない部分もあるけれども、指定管理ということがいっぱい出てきました。だから、このプロポーザル方式というのは、造った方が管理の運営までも自社で行っていくということではなかったのかなと私は思ったから聞いているわけで、もうちょっと説明詳しくお願いをいたします。

○議長（野田省一君）　栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君）　それでは、私のほうから、264番のＤＸ推進事業についてお答えをいたします。

まず住民票の関係については、先ほども申し上げたように、今、現時点で各所管課のヒアリングをやっている最中です。なかなかそのヒアリングの中では、今、大松議員が御指摘されたような課題とかといったものももちろん出てきています。そういったところを解消しながら今進めていますが、基本的には例えば、住民票に関しては、ＬＩＮＥ上で予約を受けて例えば郵送で交付するとか、あるいは、近くのコンビニで交付できるよというような、可能性としてはそういう可能性があるのかなというふうには思っております。その辺も、このガ

ブテックのＬＩＮＥ連携サービスの導入自治体が、既に先進自治体で幾つもあります。道内にも幾つもありますので、その辺のノウハウを調べながら、どんな対応が我が町に合っているのかといったところも含めて、検討していきたいなと思っております。

それから、ルールの関係につきましても、双方向をやることでトラブルになるおそれがあるというようなお話もございましたけれども、そこもＬＩＮＥ上で例えばフォーマットがあって、そういう質問にはこういう回答があるというフォーマットもあるところもありますので、その辺のルール上どういうふうにしていくかといったところも今後の課題としては受け止めています。できるだけ懸念されるようなトラブルがないような形の仕組みを構築していきたいと思っております。

それから、ＬＩＮＥの登録者数の目標値でございますが、この事業については、国のデジ田を使って、財源として申請して採択を受けております。その中の一つのアウトプットの指標としては、2024年度末に2,500、2025年度末で3,000という目標数値を持ちながら、できるだけ多くの人に登録していただけるように、周知、広報も含めて努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　私のほうから、復興拠点整備事業Ｉの関係についてお答えをいたしたいと思います。

これまでも議会とは、特別委員会等を通じながらも説明をさせていただいているところで、繰り返しのお話になるかと思いますけれども、町民がやはり一般財源としての持ち出しが大きくなることの不安という部分については、理解をするところでございます。町長も、さきの答弁の中でも５億5,000万を超えないということをお話をしているところでございまして、そういう中で、持ち出し分としては有利起債である合併特例債を中心に、そしてまた拠点整備の交付金を使いながら、そのほか、財源として補助金等あるのであればやはりそこも我々としては取りに行きたいという思いがございます。

そういう中での総工事費の中で、持ち出し分をなるべく圧縮をするというようなこと、そしてまた一般財源でいいますと、ふるさと納税の企業版なんかもこれからＰＲもしていきながらそういったところも充てていきたいというような思いもあります。

確定的なお話はまだできないところでございますけれども、そういう中で創意工夫をしながら、何とかこの一般財源の持ち出しを少しでも圧縮をしていくという努力をしてまいりた

いというふうに考えていますので、そういう点で、町民の皆さんに説明が必要だということであれば、それを繰り返し御説明をさせていただくということになろうかと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

３番、古内議員。

○３番（古内みゆき君）　１つだけお伺いします。

先ほどのＤＸの関係で、後でＬＩＮＥのほうでどういうものをやるのかというのは確認しますということだったんですけれども、１つだけ、電子決済はできるようにするのかどうなのかというところがお伺いしたいです。ＬＩＮＥ　Ｐａｙだけにするのか、それともほかのＰａｙＰａｙだとかいろいろクレジットカード決済だとかあると思うんですけれども、そちらを導入する予定があるのか。それがあると大分、何というんでしょう、住民票を発行するとかというのも便利になるのかなと思いますので、それだけお伺いしたいです。

○議長（野田省一君）　栃丸総合政策課長。

○総合政策課長（栃丸直士君）　ただいまの御質問にお答えをします。

今、議員が御指摘いただいたような電子決済についても、当然、住民サービスの利便性の向上という観点では、必要な観点だというふうには思っております。そこも今含めて、所管課にヒアリングをして、どういったサービスに電子決済も入れられるのかというところも今、やり取りをして検討しているところです。

それを受けて、先ほども申し上げましたとおり繰り返しになりますけれども、今後、実施計画を策定して、具体的な事業というのをまた皆さんにお示ししていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君）　本間総合政策課参事。

○総合政策課参事（本間　彰君）　補足になりますが、このＬＩＮＥのサービスにつきましては、今、ここに書いているのは導入自治体で提供しているサービス内容というのは、全国で200自治体以上このサービスを利用しているので、いろんな事例があるんですよね。その事例にむかわ町で合ったサービスをどれがいいかというところを、今、ヒアリングを行っているところです。

この350万の中には、基本料は入っているんですけれども、電子決済を使うとなるとまた料金が発生する場合が、その機能が追加されるのでそういう場合がありますし、あとは、マ

イナンバーカードをスマホで認証して使ったりといろんなオプションサービスはあるんですけれども、機能を使うことによってまたちょっと金額が高くなるというところもありますので、そういうところも含めて、今、庁内でヒアリングを行って、どのサービスをやるのかということは検討しております。

実際、住民票のサービスでもお金が発生しますので、やっているところは電子決済でやるとそれを郵送で送られてくるということで窓口に行かなくてもできるというサービスがあるので、それをむかわ町としてやるのであれば、電子決済サービスを追加してというところになります。利便性の向上としては、そういうメリットがあると思いますので、そういうところも十分、費用対効果も含めて検討したいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

６番、佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　ちょっと確認の意味で、１点お伺いをしたいと思います。

293番－00、ここの定額減税のことでちょっとお伺いしたいんですけれども、お金、現金のことですから、テレビ、新聞等で、町民も早くから関心あるんですね。そういった中で、たまたま苫小牧の知り合いの方がいたと、それで苫小牧のほうが７月の上旬ぐらいから案内をもらっているけれども、一体、むかわ町はいつから案内というか給付が始まるのかという、そういった問合せがちょっと何件があったのものですから、それで今日ここに書かれているとおり、それぞれ非課税世帯とその他の世帯でのいろいろ給付時期、そういったものも異なりますけれども、８月の、ちょっと話を聞いて、８月の末頃から順次案内が行きますからそれまで待ってほしいというそういったことを私が説明したんですけれども、それで今回、町報のほうに、そういったことが周知として、今回８月号出ますよね、ここにそういった周知の中身というのが、町報で今回入っているのかどうなのか、その１点をお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君）　ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今、対象者世帯のリスト作成している段階でございます。今回の調整給付金に関しましては、８月以降、確認書のほう送る予定になってございますので、そちらの到着を待っていただきたいと思っております。

あと、広報のほうなんですけれども、８月のほうはまだちょっと準備ができていないので、９月の広報になると考えてございます。

以上です。

○議長（野田省一君）　成田副町長。

○副町長（成田忠則君）　ただいまの答弁にちょっと補足いたしますけれども、今日の議案を決定いただいた後に周知ということになります。ですので、ちょっと今回の広報については間に合わなかったということでございます。町のＳＮＳ等でお知らせできるかなというふうに思いますので、そういった対応をこれから考えたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　６番、佐藤議員。

○６番（佐藤　守君）　今日の議会の臨時会の議決をもってそういった周知を努めたいということですけれども、町民のほうは非常に興味を、もちろん現金ですから興味があるんですけれども、ほかのほうの町、苫小牧市あたりがちょっと７月の上旬からそういう状況で配布されているということで、今回、町報に間に合わないということであれば、何か周知方法、穂別であればまたそういった連絡方法ありますけれども、鵡川地区についてはなかなかそういったものがないものですから、何かこう、手段を考えていただければ、私は聞かれた範囲では、町民のほうに大体８月の末からというふうには説明していますので、その点お願いしたいと思います。

○議長（野田省一君）　答弁ありますか。竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　先ほどの答弁と重なりますけれども、今回の議会を受けて、なるべく速やかにＬＩＮＥ等々の活用も含めて、皆さんに周知徹底を図れればなと考えております。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○１１番（北村　修君）　質問をさせていただきます。

まずは、この物価高騰に、今のことに関連してお尋ねしますが、確認的にお願いしたいと。

先ほどのお話では、大体、町として5,100万の予算に対して1,300人ぐらいと言ったけれども、それでいいのかということなんですけれども。それと合わせてですね、先ほどの説明でも定額減税の中に、そこに該当しないというか、そこをさらにという、そこから増やした形でという形でありましたけれども、それをどのような基準でどのようにこうして、大体、どういう層にどのぐらい予定しておるのかということを改めて伺っておきたい。

それから、今言われたように、これはもう既に早いところでは進んでいるところでありまして、遅れているというふうに思っているんですね。何とか早めることはできないのかとい

うことも併せて伺っておきたいというのが１つであります。

それから２つ目には、歳出のところで、まず最初に、拠点整備Ⅰの関係でございますけれども、今回これに総事業費として11億4,300万何がしが出されております。この内訳と説明資料にいただいたものがちょっと合わない。ここでいえば、総事業費は令和６年度事業費として12億3,400万というふうになっております。あわせて、ちょっとお尋ねすれば、前回、特別委員会で出した資料の中では、ここが12億6,800万だったというふうに思うんですけれども、この数字の変化、間違いないと思いますが、この変化がどんなふうな流れてこう来ているのかということを伺っておきたいというふうに思うんです。

そして、この中身なんですが、見ると、工事費は11億1,000万ということなんで、残りは備品が2,000万、こうなると、今、前段で申し上げた数字とまたちょっと数字が合わないという感じがするんですが、その辺どのように理解したらいいのかということを併せてお知らせ願いたい。

あわせて、委託料、これは工事監理、どうしても必要なものでございますけれども、これらについては、この博物館、それから温泉カフェ、まちなか施設とあるんですが、これが一体として全部１社でいってしまうのか、それらの内訳というのはできないのかということでちょっとお尋ねをしたいというのが次です。

それから、最後になりますけれども、これ、急がなきゃならないと思っているんですが、いつ頃の入札等々になるのか、入札はもう要らないからこのまま継続して走るのか、その辺の進め方についてお伺いしておきたい。

以上です。

○議長（野田省一君）　谷川福祉・子育て課主幹。

○福祉・子育て課主幹（谷川功一君）　ただいまの質問にお答えします。

こちらの1,300、対象者のほうなんですけれども、こちらのほうはシステムを改修しまして算出した、あと国の推奨する算定ツールがございますので、そちらと突合した数字になるので、高い精査のいった数字だと考えてございます。

あと、支出に関しても、なるべく早く対応できるように対応していきたいと思っています。こちらのほうは、定額給付に関しては初めての事業になりますので、間違いのないような形でちょっと精査してございますので。ただ、早く町民に届くような対応をしたいと考えてございます。

○議長（野田省一君）　本間総合政策課参事。

○総合政策課参事（本間　彰君）　私のほうから拠点整備事業の経費の内訳について御説明をいたします。

前回の特別委員会において、令和６年度の事業費については12億6,862万円という御説明をいたしました。15ページの資料の中にも、（２）のところで令和６年度事業費についてということで、それぞれの施設整備工事費12億3,432万円、工事監理委託料1,430万円、備品購入費2,000万円、これを合わせると12億6,800万円となります。そのうち、施設整備工事費と委託料に関しては２か年の契約となりますので、６年度分の事業費については、部分払いのため下に書いておりますが、ＡとＢについては部分払いとなる９割の計上となるため、減った形、0.9を掛けた額となるため、今回の補正予算については、11億4,375万8,000円ということで予算計上しております。

また、契約のほうについては、工事監理のほうの契約については、今の設計を行っている事業者がそのままこの工事監理を請け負いますので、新たに別な事業者に発注するということではありません。また、工事の契約も、このコンソーシアムで事業者が決定しておりますので、新たな入札をやる予定ではないので、早急にこの補正予算成立後、早急に契約事務の手続に入る予定となっております。

以上です。

○議長（野田省一君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり13ページから17ページまでの予算総則、第１表歳入歳出予算補正、第２表継続費、第３表地方債補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第50号　令和６年度むかわ町一般会計補正予算（第２号）について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君）　これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和６年第４回むかわ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会　午前１１時３９分